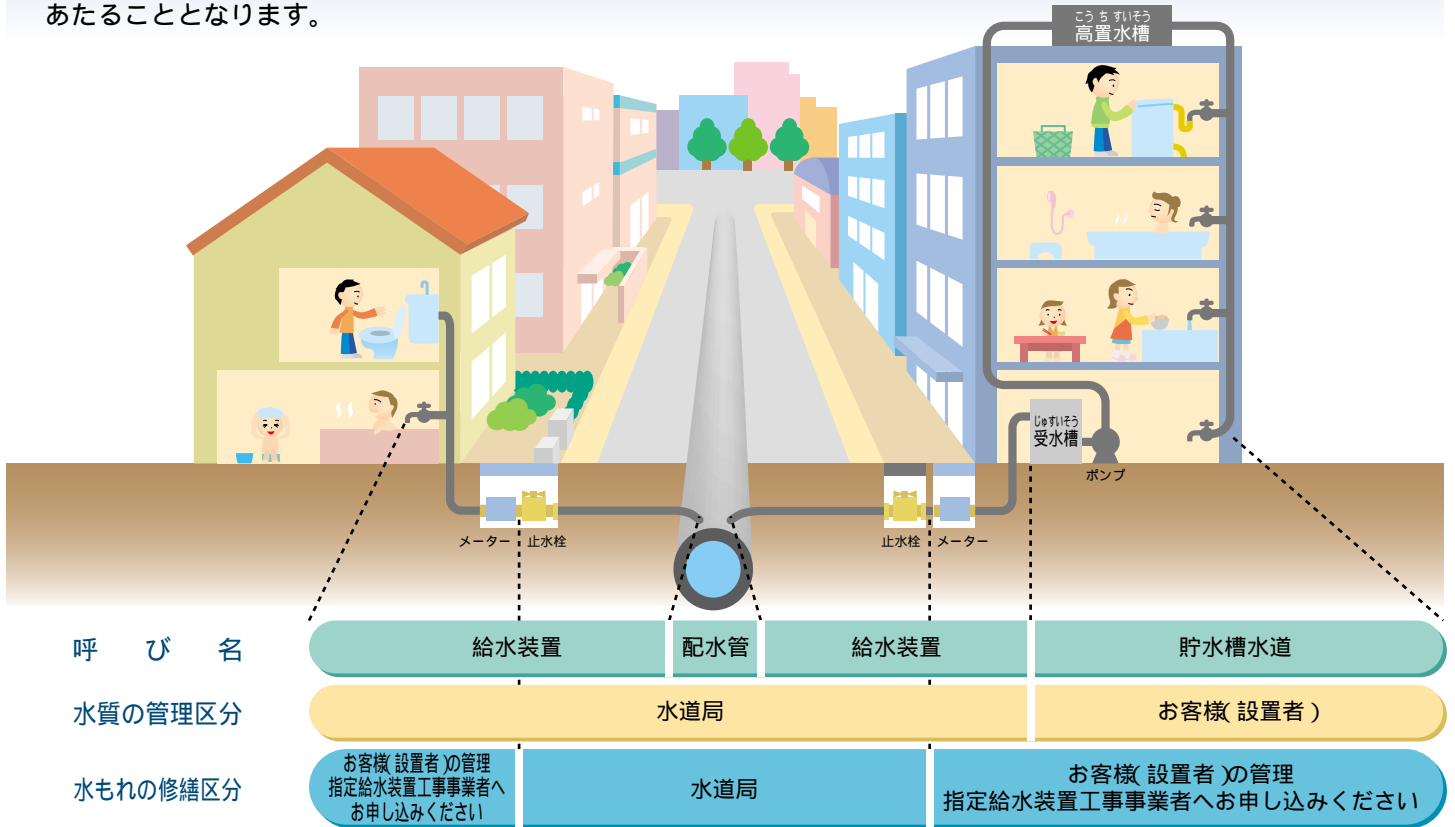


ビル、マンション等の建物で、水道局から供給される水をいったん受水槽に受けた後、利用者に給水する施設は「貯水槽水道」といい、受水槽に入るまでの水質は水道局が管理しますが、受水槽以降はその設置者(建物の所有者)が責任をもって管理することになっています。

これまでは、保健所が管理指導を行っていましたが、平成15年4月1日からは水道局と保健所が連携し管理指導にあたることとなります。

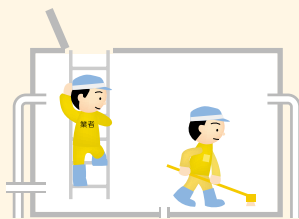


## 定期的な清掃と水質検査を行いましょ!!

管理が不十分だと、水道の水が汚れ水質事故が発生する恐れがあります。

### 水槽の清掃と水質検査

水槽は1年以内に1回、定期的に清掃と水質検査を行いましょ。



### 施設の点検

マンホールのふたの施錠や亀裂の有無・防虫網の設置など、水槽の状態や周囲の状況の点検を定期的に行いましょ。



### 水質の管理

給水栓における水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めたときは臨時に水質検査を行いましょ。



### 緊急時の措置

異常発生時には、給水を停止するとともに、水道局、保健所に連絡しましょ。



貯水槽水道に関するお問い合わせ先

新潟市水道局給水装置課 TEL 266-9311(水道局代表)  
新潟市保健所環境衛生課 TEL 228-1000(市役所代表)